

明代の問刑実務における「参語」

——『不平鳴稿』を題材に——

祁 蘇曼

はじめに

中国の歴代王朝において、新皇帝の即位詔は、政策の段階的な継承と調整がどのようになされたのかをうかがい知るための重要な史料である。明朝の歴代皇帝もまた、即位詔を通じて、その時々社会において激化しつつあった問題に対応するための政策を公布している。

明中・後期に発せられた成化・正徳・嘉靖三帝の即位詔においては、問刑実務におけるきわめて注目すべき一つの政策が取り上げられていた。例えば、嘉靖帝の即位詔には「凡て囚犯を問うには、今後一に『大明律』に依りて科断し、深文し妄りに参語を引き無辜に濫及するを許さず」とある。^①明代の司法官員が問刑文書を書く時に、『大明律』の規定に抛らず、参語を無闇に加えたり引用したりして無辜の民にまで罪を着せることが問題となっていたように、妄りな参語の添加・引用の禁止が即位詔において明言されている。

この参語について、野口鐵郎二〇〇一は「参考のために添えられる語」という解釈を示している(二六一頁注⑤)が、そう解釈する根拠は示されておらず、望文生義的で実証性が薄いと云わざるを得ない。また、朱声敏二〇一四は参語を参考意見とし、孟燁二〇二二は「断」(裁判の当事者双方の是非についての地方官の意見)と見なしている。しか

し、朱声敏二〇一四が拠った史料は『醒世姻縁伝』という小説であるし、孟燁二〇二一が拠ったのも第二章第二節所掲の余自強『治譜』の記載であつて、いずれも参語の実物に基づいて参語とは何かを確定したわけではない。さらに、参語の作成の過程や内容など、具体的な情報についても十分に明らかにされていない。

実は、参語に関連する史料は明後期の文集や政書・律学書・檔案などに比較的保存されている。例えば、海瑞『備忘集』巻二「招参」や劉時俊『居官水鏡』附「居官水鏡・批参類」には、彼らが作成した「……参語」が幾つも収録されている^②。ただし、これらは判牘部分のみを編集したもので原文書ではないため、参語の実物とは見せない。それに対して、本論において検討対象として取り上げる余顕功『不平鳴稿』^③は、ほぼ原文書と言いつる訴訟案巻鈔本であり、この中に含まれる「某公審結参語」あるいは「某公准息参語」などと題された文書こそが、参語の実物にほかならない。また、本書には参語が発せられる前後の案巻も鈔写されているため、一連の訴訟の全貌を知ることが出来る。これらを総合的に分析することを通じて、訴訟に使われた文書の中で、参語とはいつたどのような意味を持つ存在であつたのかを明らかにできる。

上述の参語についての研究状況と史料の残存現状・研究価値についての検討を踏まえ、本稿は『不平鳴稿』中に収録された参語を分析する。第一章では『不平鳴稿』の概要と文書の構成について述べて、参語の作成者と裁判手続きにおける参語の位置付けを確認する。第二章では『不平鳴稿』に納められた全ての参語の内容を検討し、その文章構成を確認した上で、第一章で推測した参語の裁判手続きにおける位置付けを検証する。第三章では阿風二〇一六と孟燁二〇二一が判決文書と理解する供状を取り上げて考察し、裁判手続きにおいてどのような文書が本当の判決文書なのかを究明する。以上の分析を通じて、参語の実物を確定し、その作成過程・性質・内容を明らかにした上で、参語とは何かを明確にしたい。

第一章 『不平鳴稿』の参語

第一節 『不平鳴稿』の概要

『不平鳴稿』^④は徽州府休寧県七都一凶の民の余顕功^⑤によつて崇禎十(二六三七)年にまとめられたものである。本書には、天啓四(二六二四)年二月初一日から崇禎七(二六三四)年三月にかけて、余顕功が所属する名族余氏と同郷の名族潘氏との間で起きた五件の訴訟の案卷、及び崇禎十年までに両族間で締結した様々な契約書などが詳細に鈔写され、計七三件の文書が収録されている。^⑥そして、編者余顕功は卷首語・序・目録を順に本文(所収文書)の前に添え、場合によつては所収文書の題目と本文の間、或いは末尾において、次に収録される文書に関する説明も付けて、この訴訟案卷の鈔本を作成した。^⑦

『不平鳴稿』の序の末尾には、「崇禎三年庚午仲春月望日顕功書」という日付が記されているが、序には崇禎十年三月に両族が契約を締結したとする記載があり、所収文書にも崇禎五年・九年・十年の両族の契約書が含まれている(69)(72)(66)。従つて、『不平鳴稿』の最初の編纂は崇禎三(二六三〇)年に開始され、序文もこの年に書かれ、その後の訴訟の展開に依つて、編纂を重ね新たな内容・文書が追加されていったと考えられる。

この『不平鳴稿』については既に幾つかの先行研究がある。中島楽章二〇〇二は本書所載の佃僕の帰属問題を取り上げて明代後期の徽州地区における主僕関係の変化を考察した。韓秀桃二〇〇四は『不平鳴稿』の内容の初歩的整理を行い、第一回の裁判を中心に分析して、明末期の民間紛争及び紛争解決体制を考察した。徐忠明二〇〇五は本書所載の訴訟文書に含まれる虚構部分について検討した。阿風二〇一一は『不平鳴稿』の内容、史料の出処、訴

訟の経緯を詳しく整理するとともに、『不平鳴稿』所収の各類文書をまとめ詞状の特徴を分析した上で、『不平鳴稿』に見える田土関係訴訟の手続きを分析した。これらの研究によつて『不平鳴稿』の初歩的な整理と分析は行われたものの、多角的視点からの研究はまだ行われていない。さらに言えば、『不平鳴稿』には明代後期の参語実物が含まれているにも拘わらず、この参語そのものに注目した分析は未だに行われていないのである。

『不平鳴稿』に収録された七三件の文書にはそれぞれ題目が附せられていて、本書冒頭の目録に一覧で示されている。目録に記載された文書の題目（以下「目録題目」）のうち五件が「……参語」と書かれている。本書所収の文書は訴訟手続きにおいて作成された文書現物の写しであることから、これらの「……参語」と題された文書こそが参語の実物と考えられる。

ただし、『不平鳴稿』所収の文書は訴訟の展開に応じて随時収録されたものであることから、目録題目は余顕功がそれらを整理して一書にまとめる際に文書内容を元に作成したものと考えられる。従つて、「……参語」という目録題目は余顕功によつてつけられたことにならう。しかし、余顕功は訴訟当事者の民であつて問刑業務を専門に扱う官員ではないので、余顕功による「……参語」の分類が当時の裁判関係文書の分類とは異なる可能性、言い換えれば、裁判手続き上の参語ではない文書を余顕功が勝手に参語と見なして「……参語」という題目を附した可能性も皆無ではないだろう。そこで、まず、この点を確認しておこう。

余顕功が書いた『不平鳴稿』の序には「律例、産賣五年以上、不許告争」という記載があるが、これは、万曆『問刑條例』戸律二・田宅・典買田宅條例の「一、告争家財田産、但係五年之上、並雖未及五年、驗有親族寫立分書已定、出賣文約是實者、斷令照舊管業。不許重分再贖。告詞立案不行。」を踏まえた表現である。また、余顕功が提出した(29)「投到詞」では「律令、他人奴婢與良人鬥毆、尚加奴婢一等問擬、以全良賤體統、况已奴婢乎」と述べた

上で「逆僕」である程積徳・程長文の非を言い立てているが、これは、『大明律』卷二〇・刑律三・鬥毆・良賤相毆条「凡奴婢毆良人者、加凡人一等。…其良人毆傷殺他人奴婢者、減凡人一等。」を踏まえたものであること明らかだろう。さらに、同じく余頭功の提出した(33)「稟詞」に見える「伏親律例、民間産業賣過五年以上者、不許取贖。奴僕叛主殺主、比凡人罪加二等。」の前半は前引戸律二・田宅・典買田宅條例に、後半はおそらく『大明律』卷二〇・刑律三・鬥毆・奴婢毆家長条に拠るものである。これらのことから、訴訟手続きにおいて訟師の協力を得ていた可能性は排除できないものの、余頭功自身に一定の法学的教養があつたことは明らかである。

また、被告の潘鍍は(13)「潘鍍投到詞」の中で「伏乞電驗縣參、真偽分明」と述べているが、この「縣參」は休寧県知県が下達した(10)「侯公受囑参語」を指しているし、裁判の最後に裁判衙門が作成した(18)「潘鍍供状」の中に見える「同知老爺臺前審得、潘應乾因葬親貧苦、云云、参完」は徽州府同知李一鳳が下達した(17)「李公審結参語」を指していることは疑い無い。これらの例から、余頭功が「…参語」と題した文書に対して、被告も裁判衙門も同様に参語と認識していたことが確認できる。

以上のことから、『不平鳴稿』中で、余頭功によつて「…参語」と題された五件の文書は明代後期の裁判手続きの過程で作成された参語の実物と考えて問題無い。

『不平鳴稿』所収の七三件の文書には、前述の目録に記された題目(目録題目)の他に、収録された各文書の本文冒頭にも題目(以下「正文題目」)が記されている。先述のように目録題目は余頭功がつけたものと考えられるが、正文題目についても、(24)「潘鍍等朋黨捏呈」のように被告に対する極めて主観的な表現があることから、これも余頭功が附したものと思われる。この二つの題目は、実は、七三件の文書の殆どで一致していない。五件の「…参語」という題目は目録題目の方に見えるが、例えば(17)は目録題目が「李公審結参語」であるのに対し、正文題目は

「軍廳李公結參」となっていて、目録題目の「……参語」が正文題目では「……参」と略記されている。(10)と(53)の二つの文書では目録題目が「……参語」となっているのに対して、正文題目が(10)は「……審」、(53)は「……審語」となっていて、同じ文書が「……参語」とも「……審」或いは「……審語」とも呼ばれているのである。この点は余自強『治譜』の記載とも関わってくるので、第二章第二節で検討することにした。

第二節 『不平鳴稿』に見える訴訟の経緯と文書構成

万曆十五年、徽州府休寧県七都一図の民の余頭功(『不平鳴稿』の編者)の父余勝礼と兄弟の余勝祐らは、潘応乾(潘乾)・潘玄寿から地稅六厘・各号の庄屋と佃僕の程長文・程長節らを買った。婚姻・葬儀や元旦拜年などの行事があると、これら買われた佃僕は余氏に使役され、主家の指令を待つこととなった。^⑩このようにして三十年以上が経過したが、何ら問題は起こらなかった。天啓四年になると、潘氏一族の潘鍍と余氏一族の余頭輔は、お金のことで紛争を起こし、互いに恨みを抱くようになった。そのため、潘鍍は同族の潘榭(潘応榭)・潘沼・潘文浩らとともに、余氏に買われた佃僕たちが余氏の許で拜年などに使役されることの許可を取り消した。そのため、両族の間に諍いが生じ、十年にも及ぶ訴訟が繰り広げられた。

『不平鳴稿』にはこの十年に亘る訴訟の過程で作成された文書が収録されているが、最初に訴えた先の官員およびその官員から当該訴訟の処置を命じられた官員を基準にすると、これらの文書は五件の訴訟に区分することができ、即ち、

● 訴訟1…天啓四年二月に余頭勳が徽州府休寧県知県侯安国に提訴した訴訟

(『不平鳴稿』所収文書(01)～(10))

● 訴訟2…天啓四年七月に余顛功が徽州府知府劉尚信に提訴した訴訟

(徽州府同知李一鳳が担当。(11)～(19))

● 訴訟3…崇禎元年六月に余顛功が徽州府知府頡鵬に提訴した訴訟

(休寧県知県朱陞が担当。(20)～(27))

● 訴訟4…崇禎元年十一月に余顛功が屯院蔣公に提訴した訴訟

(徽州府推官魯元龍が担当。(28)～(36)、(38)～(44))

● 訴訟5…崇禎二年八月に余希聖が徽州府知府洪應衡に提訴した訴訟

(休寧県知県朱陞が担当。(37)⑩(47)～(54))

そのうち、訴訟2は訴訟1の判決に不服だった余顛功による蒸し返し、訴訟4は訴訟2・3の余顛功による蒸し返しである。以下、訴訟毎にその経過と文書の遣り取りを概説しておこう。なお、文書の遣り取りについては訴訟毎に図を作成したので併せて参照されたい。

● 訴訟1

天啓四年二月初一日、余顛功の兄である余顛勳(余勳)は休寧県知県侯安国^⑪に潘氏を相手取って訴訟を起こし、「告詞」(01)を提出した。その原因は両家共有の僕人が余氏に服役するのを阻止したことである(事件1)。翌日の初二日、侯安国は自ら提審し、舖長司^⑫へ事件調査を命令した。被告の潘榭は、余氏の訴えが誣告であるとして「訴詞」(02)を提出した。その後の十八日、余顛勳などは聴審のために、「投到詞」(03)を提出した。

しかし、審理が始まる前の十九日清明節、潘氏一族は余氏の家の前で余氏一族と乱闘事件を起こし、お互いに負

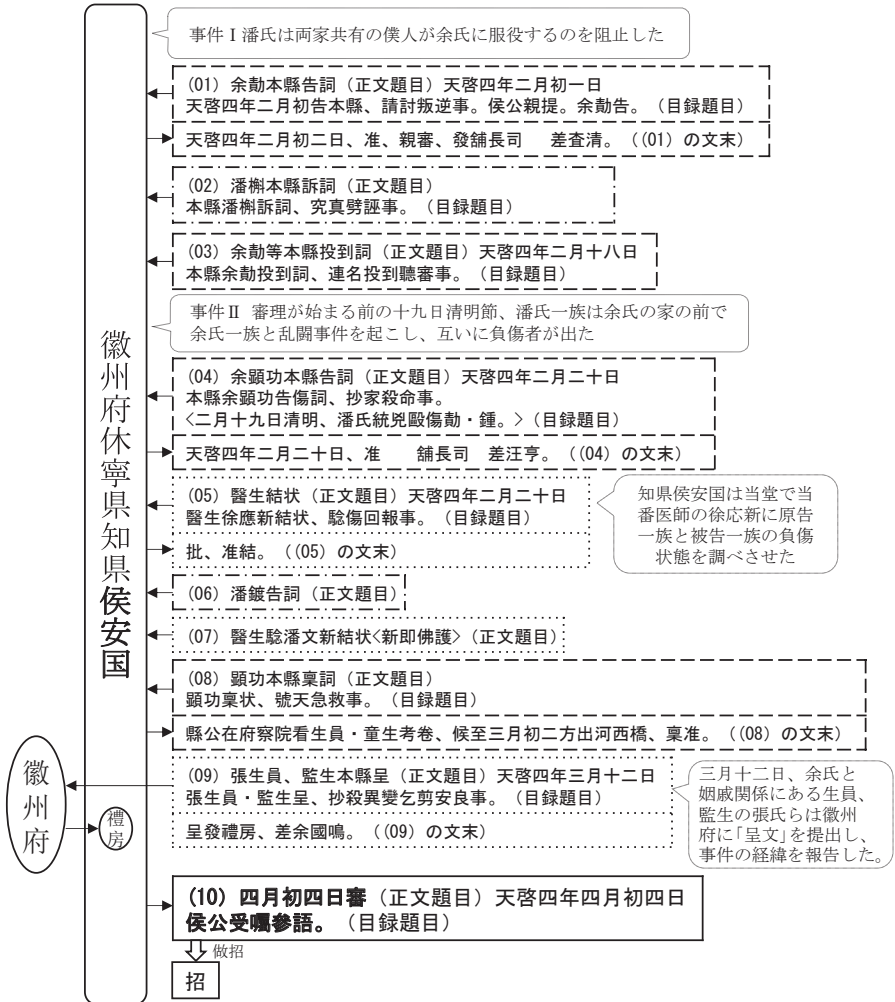


図 1 訴訟 I の文書遣取り

傷者が出た（事件Ⅱ）。翌二十日、余頤功はこの件を県に上訴し、「告詞」（04）を提出した。当日知県侯安国は当堂で当番医師の徐応新に原告一族と被告一族の負傷状態を調べさせた^⑩。そして、徐応新はその報告である「結状」（05）を提出した。その後、知県はこの事件を舖長司に送付し、舖長司の汪亨が調査を行う。一方、被告の潘鍍も「告詞」（06）を提出した。それを受けて、医師は潘文新（潘仏護）の負傷状態を調べて、「結状」（07）を提出した^⑪。事件の処置を催促するために、知県に「稟詞」（08）を提出し、この「稟詞」は三月二日に受理された。三月十二日、余氏と姻親関係がある生員、監生の張氏などは徽州府に「呈文」（09）を提出し、事件の経緯を報告した。徽州府はこの「呈文」を礼房^⑫に返し、礼房は事件調査のために余国鳴を派遣した。

四月四日、以上の二つの事件について知県侯安国は（10）「侯公受囑参語」を下した。それをもって「招」（『不平鳴稿』には未収録）を作成した^⑬。

● 訴訟2

余頤功は休寧県知県侯安国の決定に不服であったため、七月、余頤功は徽州府知府劉尚信^⑭に上訴し、「告詞」（11）を提出した。劉尚信はこの案件を同知（軍庁・督粮庁）李一鳳^⑮に送って処理させた。

被告の潘鍍は弁明のために「訴詞」（12）を提出した。二十九日、同知李一鳳はこの「訴詞」を受理した。その後、潘鍍と余頤功は聴審のために「投到詞」（13）（14）を提出し、それぞれ七月三十日と八月十六日に受理された。一方、余氏と取引した潘応乾も、余氏の主張を支持する「訴詞」（15）を提出し、同じく八月十六日に受理された。また、潘鍍は「稟詞」（16）を提出し、十五日に潘応乾と彼の息子が武装して家に侵入し、妻に怪我をさせて命且夕にあること（事件Ⅲ）を表明した。十八日、その「稟詞」が受理された。

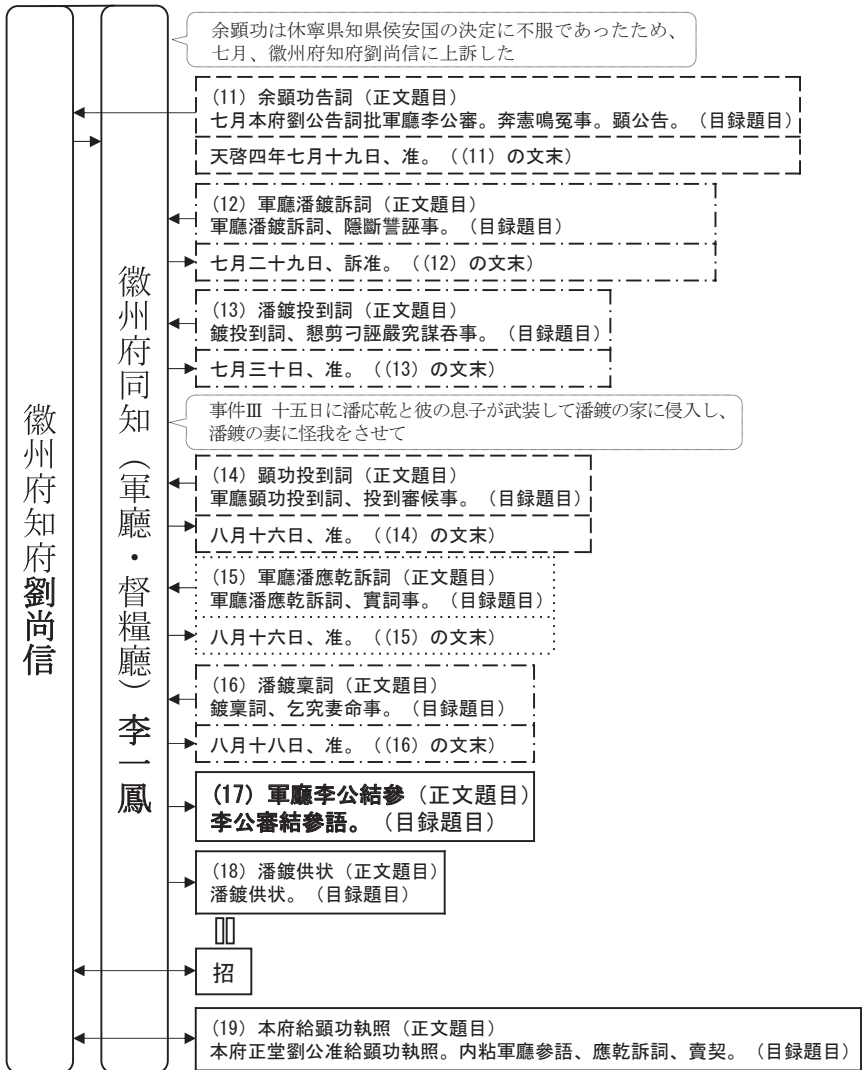


図 2 訴訟 2 の文書遣取り

ここに至つて、同知の李一鳳は(17)「李公審結参語」を下した。この決定に対し、潘氏は承服したため、官衙はそれに基づいて「供状」(18)を作成し、徽州府に報告した。余頤功もこの決定に対して承服し、徽州府知府劉尚信に文書を提出して、証明書としての「執照」⁽²⁵⁾を請求した。知府劉尚信はこの請求を受理し、余頤功に「執照」(19)を発給した。

最終的な結果は、僕人が以前のように余氏に使役されるというものであった。訴訟はここまでで一段落した。

● 訴訟3

訴訟2から三年後の崇禎元年四月、余氏と潘氏の間で再び僕人の服役をめぐる衝突が起こった(事件IV)。六月、余頤功は越訴して徽州府知府頤鵬⁽²⁶⁾に訴訟を起こし、「告詞」(20)を提出した。頤鵬はこの案件を休寧県知県朱陞⁽²⁷⁾に差し戻して処理させた。

その後、余頤功は「投到詞」(21)を提出し、前因を述べた。七月一日、この文書は受理された。潘鏜も弁明の「訴詞」(22)を提出し、七月九日、その「訴詞」は受理された。そして、余頤功は早期の結審を要望する「催詞」(23)を提出し、七月十五日、この「催詞」は受理された。潘鏜は以前の主張を再度述べた「呈文」(24)を提出し、七月十六日、この「呈文」は受理された。一方、潘応乾も「訴詞」(25)を提出し、前の決定に従つて代金の支払いに應じる姿勢を表明し、これをもつて両氏の争いを収束させる意向であることを述べた。続いて、余頤功は「催稟詞」(26)を提出し、再度以前の論点を述べて潘氏の文書に逐一反駁した。七月十九日、その「催稟詞」は受理された。ここに至つて、知県朱陞は(27)「朱公審結参語」を下した。この「参語」(27)には「合照軍廳原審」とあり、先に余頤功が承服した訴訟2の決定(17)「李公審結参語」を参照することが示されていたため、余頤功はこの知県朱陞

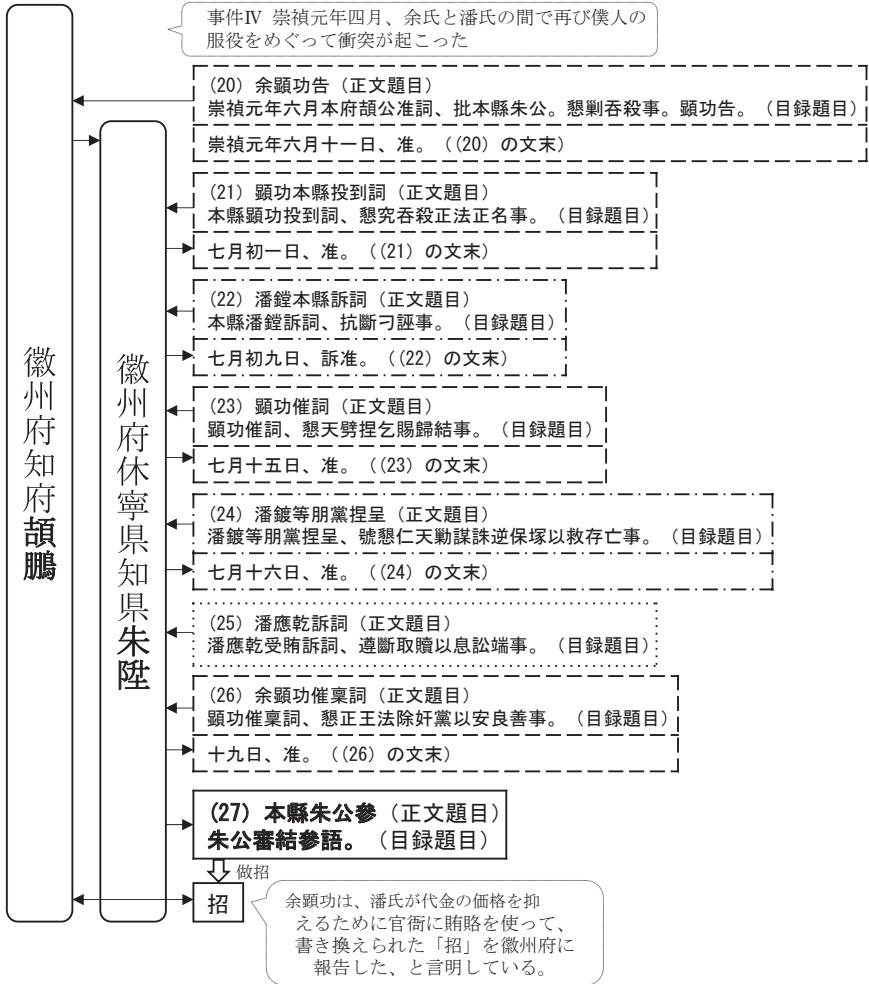


図 3 訴訟 3 の文書遣取り

の決定も承服した。それをもって「招」（未収録）を作成したが、余顕功は潘氏が代金価格を抑えるために官衙に賄賂を使って、書き換えられた「招」を徽州府に報告したと後に述べている。²⁸⁾

● 訴訟4

十月十九日、潘氏が僕人を連れて余氏との間で衝突を起こした（事件V）ため、十一月に余顕功は屯院の蔣公に上訴し、「告詞」（28）を提出した。四日、蔣公はこの案件を徽州府推官（刑庁・理刑庁）魯元寵²⁹⁾に送って処理させた。

二十六日、余顕功は「投到詞」（29）を提出し、訴訟の前因、徽州府における佃僕についての風土人情、及び自分がぬれぎぬを着せられた事情を逐一述べた。魯元寵は直接対面してこの文書を受理した。潘滔も弁明の「訴詞」（30）を提出した。

そのまま翌年の崇禎二年正月になったので、余顕功は逮捕・結審することを催促するために、「催詞」（31）を提出した。二十七日、余顕功と一連の証人は経歴衙から起解された。二月四日、魯元寵は伝票を発行し、被告たちを逮捕して徽州府衙門まで送った。³⁰⁾ 余顕功は、早期の結審を要望する「催稟詞」（32）を提出した。ところが、十一日の審理までに程積徳・程長文らの僕人を逮捕して出廷させることができなかつたため、十四日、余顕功は早く未逮捕の僕人を捕らえることを催促する「稟詞」（33）を提出した。同日の審理では、僕人である程積徳を二十板の杖刑に処すこととなったが、魯元寵は裁きを下さなかつた。³¹⁾ 十五日と十九日、余顕功は自分の訴求を表明するために、再度「稟詞」（34）（35）を提出した。

ここに至つて、魯元寵は（36）「魯公審結参語」を下した。屯院の任公はこの内容で処置することに同意した。この結果に対し、余顕功は承服した。十月初、余顕功の息子である余希聖は魯元寵の立会いで潘洛から三十五兩を受

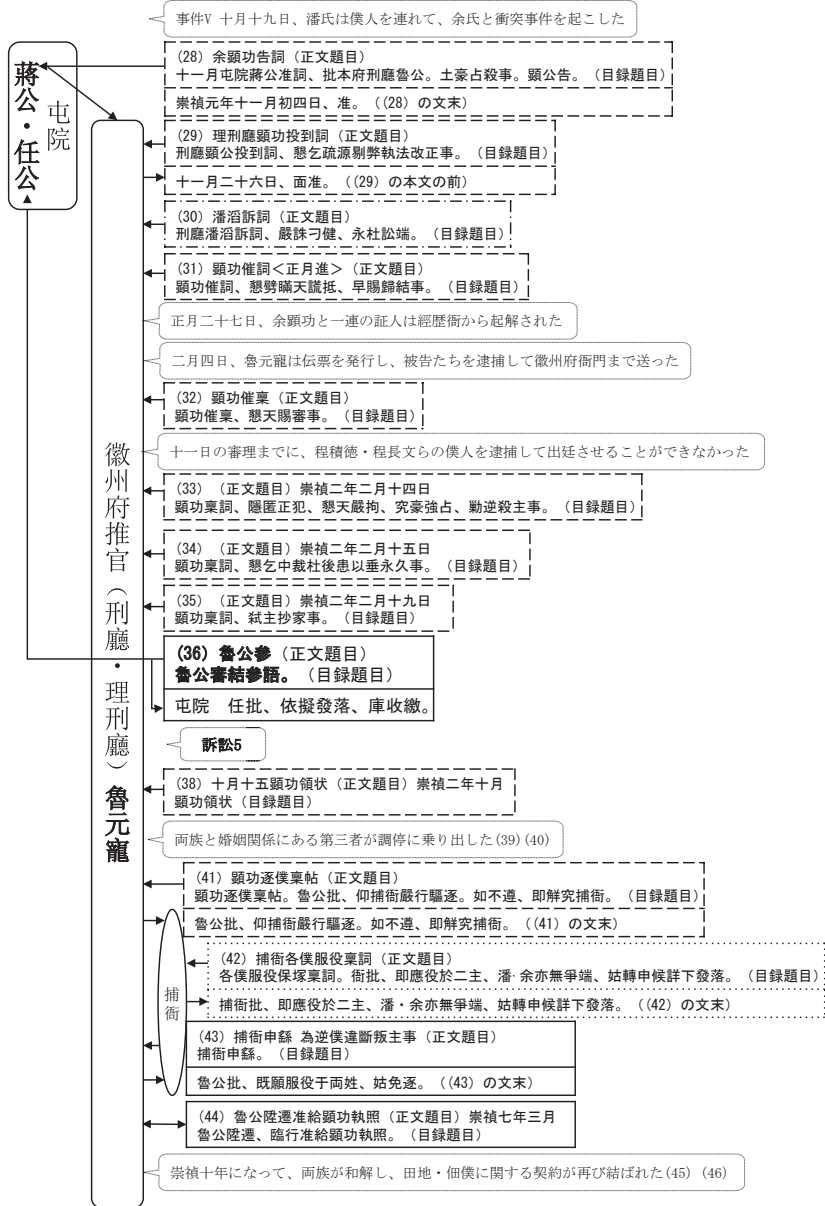


図 4 訴訟4の文書遣取り

け取り、十五日、余頭功は領取書として「領状」(38)を提出した。

その後、両族と婚姻関係にある第三者が調停に乗り出した。余頭功は僕人の立ち退きを要望する「稟帖」(41)を提出した。魯元寵は返事の批文を発行し、捕衙に立ち退かせるよう命じた。しかし、僕人は立ち退く代わりに両族からの使役を甘んじて受けることを表明した。そのため、余頭功と潘氏族人は程積徳らの僕人を連れて捕衙で報告し、「稟詞」(42)を提出した。捕衙は魯元寵に「申文」(43)を提出し、僕人たちの願いを報告した。そこで、魯元寵は立ち退き命令を免除した。

崇禎七年三月、余頭功は魯元寵に文書を提出し、「執照」を請求した。魯元寵はまもなく昇進するので、出発する前にこの「執照」(44)を許可した。これをもって訴訟4は終了した。

崇禎十年になって、両族が和解し、田地・佃僕に関する契約が再び結ばれた。そして、潘氏は買い戻した田地を余氏に返し、支払われた三十五両を引き取った。また、佃僕は両家の使役に従うことが続いた。

● 訴訟5

訴訟5は、訴訟4の(36)「魯公審結参語」が下されてから余氏が銀を受け取る(38)までの間に起こった。

崇禎二年六月二十七日、余氏と潘氏の間で墳山の樹木をめぐる衝突が起こった(事件VI)。この事件について、余頭功は息子の余希聖に命じて徽州府知府洪応衡に「告詞」(47)を提出させた。八月十六日、洪公はこの事件を休寧県知県朱陞に差し戻して処理させた。

余希聖は「投到詞」(48)を提出し、それは九月十三日に受理され、吏房が調査を担当した。潘国宝も弁明の「訴詞」(49)を提出した。

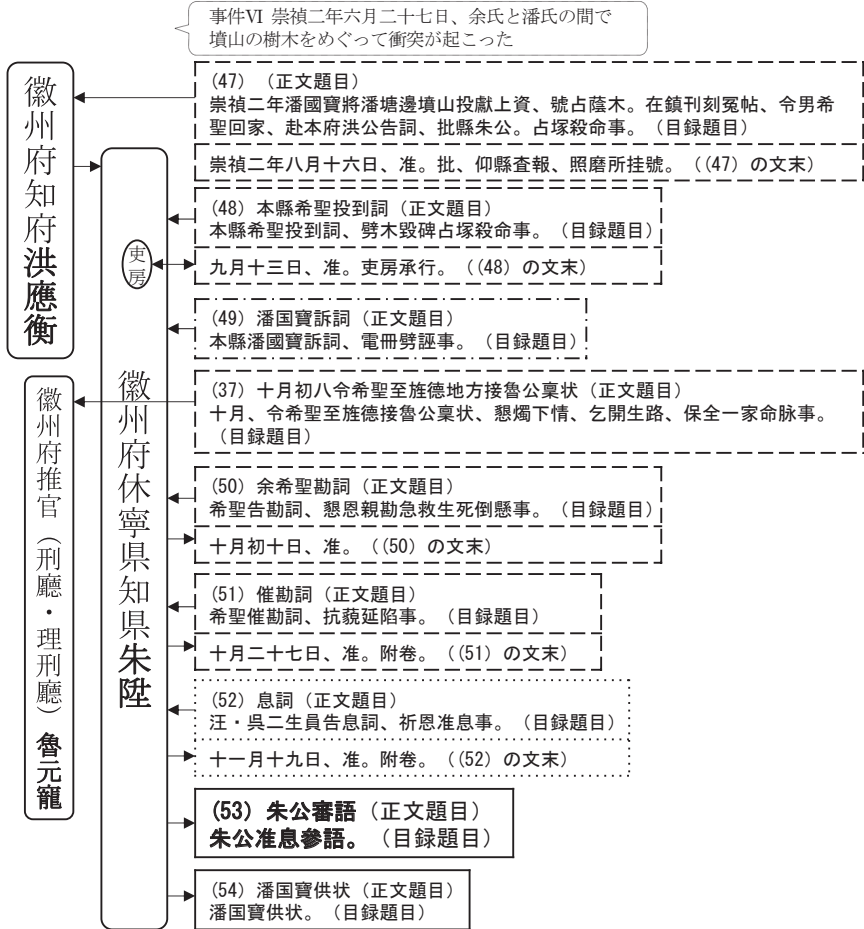


図 5 訴訟 5 の文書遣取り

十月八日、余顕功は息子の余希聖を旌徳へ派遣し、訴訟4で魯元寵が判決を下して支払いを命じた三十五両を受け取らせた。そしてそこで、余希聖は訴訟5の原因を説明するため「稟状」(37)を提出した^④。

その後、余希聖は知県朱陸に「勘詞」(50)を提出し、知県自らが踏査を行うことを請求した。この「勘詞」は、十月十日に受理された。その後、早期の結審を要望するために、「催勘詞」(51)を提出し、十月二十七日に受理された。一方、生員汪士鰲・呉福大は「息詞」(52)を提出し、争いを終結させることを願い出た。この「息詞」は十一月十九日に受理された。

ここに至って、知県朱陸は(53)「朱公准息参語」を下した。この決定に対し、被告の潘国宝は承服したため、官衙はそれに基づいて「供状」(54)を作成した。

第三節 『不平鳴稿』に見える参語の作成とその性質

第二節の図からわかるように、遣り取りされた文書のうち、(10)(17)(27)(36)(53)の五件の文書が「……参語」と呼ばれている。では、参語は誰が、訴訟の手続きのどの段階において、どのように作成したのだろうか。

まず、参語の作成者を確認すると、(10)「侯公受囑参語」の作成者は休寧県知県侯安国、(17)「李公審結参語」は徽州府同知李一鳳、(27)「朱公審結参語」と(53)「朱公准息参語」は休寧県知県朱陸、(36)「魯公審結参語」は徽州府推官魯元寵であり、いずれも案件の主審官員が参語を作成している。これによって、州県などの地方衙門で行われる裁判において、参語は審判を担当した裁判官(親審官)によって作成されるものであることが分かる。

次に、これらの参語が裁判手続きのどの段階で作成されているかを見ると、五件の参語すべてにおいてその後に「供状」「招」「執照」のいずれかが作成されている。具体的に言うと、(10)と(27)の後には「招」が、(17)の後に

は「供状・「招」と「執照」が、(36)の後には「執照」が、(53)の後には「供状」がそれぞれ作成されているのである。「供状」は後述のように、被告が裁判において認定された具体的な事実関係について「是実」であることを承認する誓約書であり、「招」も後述のように、一件ごとに裁判の結果を記すためにまとめられる文書であり、「執照」は参語や訴詞、売買契約書の写しなどを含む訴訟内容の証明書^④であり、いずれも審判手続きが終結した後に作成されるものである。従って、参語は審判手続きの最後の段階(審結^④)で作成される文書と考えて良い。

また、その参語は裁判官が法廷において作り上げ、原告・被告の双方に直接手渡し、間違いないことを確認させてから、書吏に渡して写させている^⑤。このように、参語は、当該訴訟を担当する裁判官によって結審の段階において書かれ、訴訟当事者の確認の上で写しが作成されるものである。これらの点から、参語は当該訴訟の判決文書に相当すると考えてよいだろう。

第二章 参語の内容

前章での検討の結果、参語は裁判担当官による判決文書に相当すると考えられる。ただし、前章の結論は、参語が誰によつて、裁判手続きのどの段階で作成されたかという点から導き出された結論であつて、参語そのものの内容については考察していない。そこで本章では『不平鳴稿』所収の五件の参語を内容的に検討し、参語が判決文書であることを検証しておこう。

第一節 参語の構成と記載内容

本節では、『不平鳴稿』所収の五件の参語の全文を挙げて、その構成と内容について確認することにした。一件毎に目録題目と正文題目を挙げた後、参語の文章を内容に従って区分する記号を附すかたちで挙げる。なお、紙幅の都合で参語の現代語訳は(10)のみとする。

(10) (目録題目) 侯公受囑参語

(正文題目) 四月初四日審

① 審得、⑦潘應櫛等公共之地税佃僕、已入祀公用、①潘應乾安得獨賣。而余氏安得謀買哉。私相授受、均任其失矣。

② 合斷、⑨原價二十五兩給余、地税・佃戸仍歸之潘、可也。⑤至田原係余顯輔賣之潘鍍、已交四兩、尚欠八兩、交未明晰。④余宜給八兩價與潘、潘以契還余、則不清之算可剖矣。⑦其兩相鬻毆、各有驗傷、則以鬪毆論、可也。應乾・余勤・顯輔・潘鍍各杖。

(10) (目録題目) 侯公が囑託を受けて書いた参語

(正文題目) 四月初四日の審

① 審問した結果以下のことが明らかとなった。

⑦ 潘應櫛たちの公共の地税や佃僕は、すでに宗祀に入れられて公用に充てられているのに、

① 潘應乾はどうして単独で売ることが出来るか。一方、余氏はどうして買うことを考えることができようか。これは私人間での取り引きであるから、両方とも彼らの過失に対して責任をとらなければならない。② まさに以下のように処断すべし。

㉞ 原価の二十五両を余氏に返し、地稅・佃戸は依然として潘氏の所有に帰すのが妥当である。

㉟ また、田地についてはもともと余頭輔が潘鍍に売ったものであり、既に四両を支払ったが、なお八両が未払いのため、支払いはまだ完了していない^㉞。

㊱ 余氏は潘氏に八両を返すべきであり、潘氏は契約書を余氏に返すべきである。そうすれば、はつきりしない取引を明らかにできない。

㊲ 余・潘両族が互いに口汚く罵つて喧嘩したことに對しては、それぞれに検出された傷があるので、『大明律』の「鬪毆」條をもつて処断するのが妥当である。應乾・余勤・頭輔・潘鍍はそれぞれ杖刑をもつて処罰する。

① 冒頭の「審得」と② 冒頭の「合斷」は次掲の(17)においても同様に現れていることから、「審得」と「合斷」は参語内で内容的に纏まった部分の書き出しの語であると考えられる。「審得」は(27)と(53)にも見える。「合斷」は(10)と(17)にしか見えないが、(27)と(36)には「合」が見えており、これが「合斷」の省略表現なのだろう。また(53)には「合」に通じる「應」が使われている。これらのことから、参語は「審得」で始まる部分①と「合」で始まる部分②の二部分で構成されていると考えてよい。①のうち、㉞は当事者の供述等で明らかになった事柄の記載、㉟は㉞に対する主審官の判断である。②のうち、㉞は地稅・佃戸とその代金の帰属先の決定、㊱は田地を巡

る経緯の確認、㉔は田地の売買についての代金支払い命令、㉕は両氏の喧嘩に対する処罰である。以上の記載内容を踏まえると、「審得」で始まる①は事実の確認(㉖)とそれに対する主審官の判断(㉗)、「合」で始まる②は案件に関わる個別の処置の記載と整理できる。

(17) (目録題目) 李公審結参語

(正文題目) 軍廳李公結参

③ 審得、㉖潘應乾因葬親貧苦、將伊分内東亭坦屋僕程長文等賣與余顯功父、得銀二十五兩、此十五年事也。近因潘鍍謂係公僕、不令聽其使喚、兩相嚷毆、告之該縣。①縣以應乾之僕只一、而其分之屬衆族者尚多、斷令應乾備價贖回、以息兩爭、此正理也、亦最妥也。㉗而顯功因三十餘年爲其所有、且僕之父母俱葬己山、不甘、而告于臺。㉘即應乾亦哭謂己之屋僕賣與顯功已久、一也。今貧難于贖、二也。前欲賣身、承顯功好情、買而救己、堅不肯贖、三也。且己之餘股盡付公祠、只此尚恃強而爭、四也。㉙鍍等則口必欲還此公僕爲止、囂囂忿忿、各不相下。

④ 合斷、㉚應乾如貧、衆亦爭此義氣、在乾名下出十兩、衆名下斷公出十五兩、仍加銀十兩、共三十五兩以贖此約。若人心不齊、暫聽顯功役使、銀足方發人、可也。㉛若潘氏不順理、而以強相毆相奪、則罪反大矣。仍各杖之、餘取紙。如長文等違抗、以名分正之。又如潘鍍等抗不肯贖、只推之應乾、則必應乾有銀交顯功、取領則發人、可也。

文章全体が(10)と同じく「審得」で始まる部分③と「合斷」で始まる部分④の二部分で構成されている。③のう

ち、㉗は事件発端の確認、㉘は主審官による原審についての簡単なまとめと判決に対する評価、㉙は原告からの上告理由、㉚は証人の供述によって確定した事柄、㉛は被告の態度と案件の状態である。㉜のうち、㉝は代金と僕人について新たな処置、㉞は起こり得る状況について行う処置である。以上の記載内容を踏まえると、「審得」で始まる㉟は案件に関する主審官が整理した情報と原審に対する態度、「合斷」で始まる㊱は具体的な処置について定めた判決結論と整理できる。

(27)〔目録題目〕朱公審結參語

〔正文題目〕本縣朱公參

- ⑤ 審得、㉗潘應乾將祖遺己分地稅佃僕賣與余顯功、得價二十五兩。①後因通族阻執告縣、已經前縣審、前地稅係潘氏入祀公用、斷還原價。㉘顯功執稱成契已久、取贖不甘、又復告府、行軍廳審斷、加價十兩、共三十五兩、仍聽取贖。㉙摠之、入祠公用、其阻執亦有名耳。豈價既不加而業復不吐、此顯功所以懇勸吞殺之控也。
- ⑥ ㉜合照軍廳原審、返公銀三十五兩給與顯功、業聽潘氏管業。㉝潘應乾混賣啓鬻、潘鏗違例強贖、各杖做。

文章全体が「審得」で始まる部分⑤と「合」で始まる部分⑥の二部分で構成されている。⑤のうち、㉗は事件発端の確認、㉘は訴訟1の概要、㉙は訴訟2の概要、㉚は案情に対する主審官の判断である。⑥のうち、㉜は訴訟2での判決を維持する命令、㉝は関係者の犯した罪に対して下した刑罰である。以上の記載内容を踏まえると、「審得」で始まる⑤は主審官が整理した本審以前の審理過程と案件に対する判断、「合」で始まる⑥は原判決を維持し、刑罰を下した判決結論と整理できる。

(36) (目録題目) 魯公審結参語

(正文題目) 魯公参

- ⑦ ⑦余顯功與潘洛、鄰居也。潘之族有應乾者、曾于萬曆十五年因父故、將得分東亭坦莊屋併佃僕程積德契賣與顯功父、得價二十五兩、爲葬殮費、已經管業。迨天啓四年、兩姓因隙成訟、潘姓始有盜賣之說、謂應乾先於十二年間將前產僕賣入祠堂。據其戶冊、曆曆可按。①然使應乾果先賣入宗祠也、又不知何以隔三十餘年而纔發覺。
- ②故老彫謝、俱無可證。獨念潘氏既買應乾之產、歸入祠堂公用、亦是義舉、不必細問孰先孰後、所當聽其復還舊業。③此府縣屢審、即增價到三十五兩而給、令潘氏之回贖也。但府縣斷于應乾名下追十兩、衆人名下追二十五兩、固是正理。而應乾貧至賣產賣僕、後猶欲其處辦十兩原價、則此價終無足期、訟亦何時結局。應乾所以匿不到官也。夫潘族所爭者、非從應乾洩憤、爲祖宗吐氣、則何必更向應乾索十兩以滋多事哉。
- ④合將三十五兩盡于衆人追給顯功、價完之日、交業遵守。⑤其僕程積德在顯功處有年、且父亦葬顯功山上、一旦歸潘、遽無舊主之誼、情屬難堪。責逐、使兩無所適、則二主之氣俱平。⑥顯功抗斷、潘洛霸僕、並杖。
- ⑨ 屯院 任批、依擬發落、庫收繳。

(36) には「審得」で始まる部分はないが、上掲の例で文章の区切りを示す語として用いられていた「合」の前後で内容が区分されることは明らかである。また、「屯院」は(36)の作成者である魯元龍に本件の審理を命じた上官であるから、この部分は「合」で始まる部分とは区分されるべきである。従つて、(36)は「余顯功」で始まる部分⑦と「合」で始まる部分⑧と「屯院」で始まる部分⑨の三部分で構成されていることになる。⑦のうち、⑦は事件経緯の確認、①は主審官が提出した疑問点、②は①に対する主審官の判断、③は訴訟2と訴訟3の判決における代

金についての再検討である。⑧のうち、④は代金支払いについての命令、②は佃僕に対する処置、⑤は関係者の犯した罪に対して下した刑罰である。⑨は上級機関の批文である。以上の記載内容を踏まえると、⑦は主審官が整理した案件の情報とそれに対する判断、⑧は具体的な処置、⑨は判決結果に対する上級機関から下した意見と整理できる。

(53) (目録題目) 朱公准息參語

(正文題目) 朱公審語

⑩ 審得、⑦余希聖有夜字乙千九百二十三號祖墳山稅四分七厘九毫、此原余姓已業。左邊二十二號、只稅二厘乙毫、與潘嵩各半、每股乙厘五系「絲」。兩家葬祖、頂旁巨木二株、衆留蔭墳者也。①因國寶買嵩名卞五毫、又轉賣汪至、即嘉慶、釘界將二木畫「畫」號、削及希聖自己墳木、故希聖以占殺言矣。②今汪至見其告爭、嫌太窄不便、扞葬、願退業求價、歸併與余保祖、同生員吳福大・汪士鰲等告息。

⑪ ③應准和議。④但國寶不合販賣影騙、余希聖詞告占殺不實、各擬杖數。

文章全体が「審得」で始まる部分⑩と「應」で始まる部分⑪の二部分で構成されている。⑩のうち、⑦は祖墳山税と蔭木についての確定、①は事件発端の確認、②は関係者の態度と案件の状態である。⑪のうち、③は和議に対する主審官の許可、④は関係者の犯した罪に対して下した刑罰である。以上の記載内容を踏まえると、「審得」で始まる⑩は主審官が整理した案件の情報、「應」で始まる⑪は和議を承認し刑罰を下した判決結論と整理できる。

以上に述べたように、参語はだいたい「審得」で始まる部分と「合」で始まる部分という二つの部分で構成されていた。

第一部分 ①③⑤⑦⑩

「審得」とは審問によって得られた事実関係についての内容を指す。これらの部分は審判官が認定した事実関係について自ら整理したものであると言える。具体的には、事件の発端、これまでの訴訟過程、先行する判決とそれに対する評価、事件の疑問点とそれに対する推測、是非・善悪に対する主観的な判断などが含まれている。

第二部分 ②④⑥⑧⑪

この部分は審判官が下した処理結論について述べた箇所と言える。具体的には、民事に関する内容（和議・事件に關係する財産の帰属・金銭的な賠償など）と刑事に関する内容（刑罰）が含まれる。

この第一部分と第二部分の關係を考えると、前者において裁判官が認定した事実關係が、後者に記載された判決の根拠になっていること、言う迄も無いだろう。このように、参語は、裁判官が認定した事実關係を記載した第一部分と、それを踏まえて決定された判決に当たる第二部分で構成されており、内容的にも訴訟の判決文書と考えて問題無い。

第二節 参語と審語

第一章第一節の最後に、『不平鳴稿』の五件の参語について、目錄題目と正文題目が一致しない例があることを指摘した。ここでは、参語の構成という点から、この問題に対する解答を提示しておこう。目錄題目が「……参語」であるのに対して、正文題目が「……審／審語」となっているのは、次の二例である。

■ (10) 侯公受囑參語(目錄題目) 四月初四日審(正文題目)

■ (53) 朱公准息參語(目錄題目) 朱公審語(正文題目)

この不一致を考える際に参考となるのは余自強⁴⁷⁾『治譜』⁴⁸⁾の参語についての説明である。

一、口詞中有審語・参語不同。如審得某以何事起釁、遂至忿争、各叙始末、此審語也、案也。審語後、又参看得某某誰曲誰直、或用駢麗語、此参語也、斷也。有前面審語内即兼用斷案、不復用参語者。有不用審語、招叙明徑用参語者。有参語、或對偶、或不對偶者。活變在人、不可執一⁴⁹⁾。

口詞(法廷審理において当該訴訟を担当する地方官が裁定内容を示す文書)⁵⁰⁾には審語と参語があつて、これらは同じではない。「審得某以何事起釁、遂至忿争」のような表現で始まり、事件の経緯を叙述する部分が審語であり、それは「案」である。審語の後に、さらに「参看得某某誰曲誰直」のような表現で始まり、駢麗語を用いたりする部分が参語であり、それは「断」である。審語の中で「断」と「案」を共に叙述して、改めて参語を使うことのない場合もあるし、審語を使わないで、事件の経緯などを叙述するのに参語を用いる場合もある。参語で対句を作る場合もあるし対句を作らない場合もある。これらの使い方の変化は人によるのであつて、一定の使い方が定まっているわけではない。

以上の記載よれば、審語は「審得」で始まり、審問によつて明らかとなつた事件の経緯を記述するものであり、主に事件の顛末を叙述するためのものである。それに対して参語は、審語の後に置かれて「参看得」で始まり、事件

関係者の是非曲直を断じるものである。本来、審語と参語にはその内容や機能に区別があるが、現実には、参語が審語に書き込まれることもあれば、審語が参語に書き込まれることもあり、その使い方は人それぞれであった。

『治譜』の「参語」は「参看得某某誰曲誰直……断也」とあるように、訴訟当事者の誰が誤りで誰が正しいかを判断する部分であるから、それは判決に当たり、一方、「審語」は事件の経緯を叙述する部分である。これを『不平鳴稿』所収の参語の二部分に当てはめると、『治譜』の「審語」が『不平鳴稿』の「審得」部分に当たり、『治譜』の「参語」が『不平鳴稿』の「合」部分に当たること、言う迄も無いだろう。つまり、『不平鳴稿』所収の参語を構成する二部分を『治譜』の表現を借りて表すと、「審語」と「参語」になるわけである。

そうであるならば、『不平鳴稿』の目録題目で「……参語」とよばれている(10)と(53)が正文題目では「……審／審語」と呼ばれていたのは、参語を構成する二部分のどちらに光を当てているかの違いに過ぎない。即ち、参語の「審得」部分に光を当てれば「……審語」となり、『治譜』の「参語」に相当する「合」部分に光を当てれば「……参語」と称することになるわけである。なお、「合」部分に光を当てた場合に「……参語」とよばれるのは、「合」部分が『治譜』「参語」の「参看得某某誰曲誰直」に相当するからであろう。

第三章 参語と供状

前章までの考察によつて、『不平鳴稿』所収の参語は当該訴訟の判決文書であることが明らかになった。ところが、明代の判決文書に対する明確な定義づけについては、研究者の間では未だに合意が得られていない部分が残されている。例えば、阿風二〇一六は、問擬の過程で形成される文書については、供状(原告・被告双方の供詞を記した書

面)、看語(官員による判語であり、參語・審語・讞語とも呼ぶ)、議得(律によって罪を決定すること)、照出(訴訟の費用)などが含まれ、全て判決文書と見なすことができる(一〇三〜一〇七頁)。孟燁二〇二一は、裁判の最後の文書をもって判断基準とし、歸一供詞(和解の供詞)、供状(供述書)と招由(即ち「招」⁵¹)を直接に判決文書に認めているため、これらの文書がない場合には、裁判衙門はいかなる形式の判決文書も不要と考えられる、としている(八三〜一三四頁)。これらの研究では、判決文書と見なされた供状等について詳しい説明が無い上に、依拠している史料もすべて官箴書の論述と、個別の案件に関する連続性のない檔案である。

阿風は訴訟の審査において「議得」「照出」の文書が作成されると考えているようであるが、次掲の『不平鳴稿』(18)「潘鍍供状」には「議得」「照出」で始まる部分が含まれていることから、これらは独立した文書ではなく供状を構成する一部分と考えるべきである。それ故、判決文書に相当するか否かを検討すべきは「供状」である。本章ではこの点を検討することにした。その検討の中で、判決文書と見なされるうちの一つである「招」も取り上げられるであろう。

『不平鳴稿』には二件の供状が含まれている。それを挙げる前に、供状についての先行研究の指摘を確認しておく。

谷井陽子二〇〇〇によると、供状とは、身柄を衙門に送致されてきた被告が、初審において認定された具体的な事実関係について「是実」であること承認する誓約書である。そして、どの審理段階にあるにせよ、また自理・上申いずれの事案であるにせよ、裁判を終結させるにあたって、罪に問われた者から事実を認める供状を取ることが定式化されていた(五七〜八六頁)。谷井の理解に従えば、供状は判決文書ではなく、判決が下された後に判決当事者が事実を認めたことを証する文書といえよう。ここでは谷井の指摘を踏まえた上で『不平鳴稿』所収の供状を考察

し、供状とは何かを考えることにしよう。

『不平鳴稿』に収録されている供状は、訴訟2と訴訟5の判決文書である参語の後に現れている。

■ (18) 潘鍍供状 (目録題目・正文題目)

供状人潘鍍、年四十八歳。有到官族人潘應乾、平日一貧如洗、于萬曆十五年間父死、衣棺無措、將土名東亭坦牌前等處已分內地取稅六厘并屋及僕人程長文等、立契賣與到官余顯功父管業、得受價銀二十五兩、經今四冊、人傳三代、應主無異。比程長文等父母墳塋俱埋葬余顯功己山。嗣後、萬曆二十二年間、潘氏始立祠戶。潘應乾除賣與余顯功外、餘稅聽衆亦扒入祠。至天啟四年正月内、有到官僕人程積德等不合不盡名分、鍍只合思程積德既係衆僕、亦不合恃強阻僕、不令聽余顯功使喚、致余顯功及在官兄余勳不甘、遂行具狀赴告本縣。隨蒙本縣侯知縣斷令、潘應乾備價贖回、以息兩爭。發落訖、潘應乾思得賣僕殯父、委係余顯功濟急厚情、又經年久、潘應乾亦不合堅不肯贖、余顯功亦不合具狀為奔憲鳴冤事、于本年七月十八日赴告本府、告准、蒙送軍廳、行提問、潘鍍以隱斷讐誣事、潘應乾以實訴事、各狀投訴、通蒙牌拘一千人證到廳、隨蒙同知老爺臺前③⑦審得、潘應乾因葬親貧若「苦」、△云云▽、參完。

一、議得、潘鍍・潘應乾・余顯功・程積德所犯、俱合依不應得為而為、事理重者律、各杖八十、俱有『大誥』、減等、各杖七十。俱民、審、潘鍍・余顯功有力、各照例折納米價。程積德稍【有】力、照例折納工價。潘應乾無力、照例依律的決。合候關堂、聽候發落、追贖完日施行。

一、照出、潘鍍・潘應乾・余顯功各告紙二錢五分、程積德民紙一錢二分五厘、並潘鍍・余顯功各米價銀三兩五錢、程積德工價銀一兩三錢五分、俱追貯庫、聽候本府項下作正支銷。其僕人莊屋、若潘鍍等借口取贖、

④㊦合斷潘應乾名下出銀十兩、潘鏞等衆名下公出銀十五兩、仍加銀十兩、共三十五兩以贖此約。若潘氏人心不齊、僕人聽余顯功役使。㊧如潘鏞等抗不肯贖、只推應乾、必待應乾名下有銀交顯功、取領則發還其人。其潘氏不得恃強相毆・相奪、僕人長文等亦不得違抗余氏役使、餘無照。

■ (54) 潘国宝供狀 (目錄題目・正文題目)

供狀人潘國寶、年歲、本縣七都一圖民。狀供、到官余希聖、伊有承祖墳山、土名西父。夜字乙千九百二十三號、祖墳山、計稅四分七厘九毫、俱是余希聖己業、於上蕃木蔭墳。西邊夜字乙千九百二十二號、土名潘塘邊、計稅僅止二厘一毫、余希「聖」與潘嵩各半、每股乙厘五系「絲」。余希「聖」與潘嵩兩家葬祖、頂蔭木二衆留蔭墳。先年間、國寶買潘嵩名下五毫。嗣後、國寶不合販賣影騙、將買潘嵩山稅五毫又轉賣在官汪嘉慶為業。汪嘉、即汪至。釘界、將二株昼「畫」號、削及希聖自己墳木、因而余希聖不甘。亦不合添以占塚殺命事具狀。於崇禎二年八月十六日赴告府主太爺洪臺下、蒙批、仰縣查報。遵行間、國寶具狀赴訴、余希聖節狀投稟。拘審間、汪至見山太窄、不便扞葬、願退業求價。汪至立契、將買國寶稅五毫并賣與余希聖保祖。憑在官生員吳福大、汪士鰲等告息。隨蒙縣主爺爺朱⑩㊦審得、余希聖有夜字一千九百二十三號、祖墳山、稅四分七厘九毛「毫」、此原余姓己業、△云、即前朱公審語▽。

明代後半期の政書に掲載される供狀の書式によれば、冒頭に供述者の姓名・居住地・戸籍が記され、それに続けて「狀供」の内容が「所供是實」の定型句で結ばれる形で続き、末尾に日付と供述者の署名捺印が置かれるという書式に定められていた。⑮上掲の(18)「潘鏞供狀」の冒頭は「供狀人潘鏞、年四十八歲。有到官族人潘應乾……」と

なっており、(54)「潘国宝供状」も「供状人潘國寶、年歳、本縣七都一圖民。状供……」で始まっていて、いずれも上述の書式に合致する。それ故、この二つの供状は被告人の口供を記録したという体裁で、被告が判決に従ったという事実を伝えるためのものであると言える。

さらに(18)「潘鍍供状」の文書構成に着目すると、供状によって示される主要な内容に続いて、「議得……」と「照出……」で始まる内容が列挙されていることが分かる。内容から見れば、「議得」とは、刑法に基づいて下された判決に関する内容を記すための書式である。判決の根拠となる律の正文を引用してそれを明示してから、処罰された人員が減刑あるいは贖刑という条件を備えているかどうかを勘案した上で、詳細な量刑が行われる。「照出」とは、裁判の必要経費に関する内容をまとめて記すための書式である。具体的には、裁判の費用あるいは贖刑のための納付金などが挙げられる。

以上のように見てくると、この文書の内容が、①問得・②議得・③照出の三つの部分で構成される「招」の書式にほぼ一致していることは、極めて明白である。谷井陽子二〇〇〇によれば、「招」とは一件ごとに裁判の結果を記すために作成される文書であり、「その書式は他の文書とは比較にならないほど厳密に定型化されていた」(六一頁)⁵⁴。(18)「潘鍍供状」には、「議得」「照出」で始まる部分はあるが、「問得」の書き出しで始まる箇所は見当たらない。「招」の「問得」部分の内容はまさしく主犯格の姓名・年齢・身分などを冒頭に掲げ、審理によって事実と認定された事件の経緯を時間軸に沿って記したものである(谷井陽子二〇〇〇 六二頁)が、(18)「潘鍍供状」の冒頭から「一、議得」までの部分は、そのまま「問得」の内容として流用・認定されていると見てよいであろう。従って、(18)「潘鍍供状」は「招」と同一書式で書かれていると言えよう。もう一つの(54)「潘国宝供状」も被告である潘国宝の姓名・年齢・身分などから始まり、審理によって事実と認定された事件の経緯を時間軸に沿って記しており、「招」の

「問得」の記載内容に相当するといえる。また、(54)「潘国宝供状」の末尾に「即前朱公審語」と記されているように、こちらもやはり「招」を構成する「問得」に相当する一部分として作成されていたことも、ほぼ確実であろう。

このように、『不平鳴稿』所収の二件の供状は、明代後半期の政書に掲載される供状および「招」の書式に従って作成されたものであることから、供状あるいは「招」と同じ機能を果たす文書であったと考えて良い。つまり、この二つの供状は、当該の訴訟の審理において認定された具体的な事実関係を訴訟当事者が承認する誓約書として裁判の結果を記した文書とすることができよう。

次に、ここまでの議論を踏まえた上で、供状と参語との関係について検討しておこう。

まず形式面から言うと、参語と供状の前後関係については、『不平鳴稿』所収の文書が、裁判の過程に沿って、その作成された順序に忠実に配列されていることから判断すると、供状は判決文書である参語が作成された後に作成されていることになる。そして、参語の後に必ず供状が来るわけではなく、二つの供状は、訴訟1を蒸し返した訴訟2と、訴訟5において、参語の作成後に作成されている。これによって、供状は原告が上訴しないで当該訴訟が最終した段階で作成され、判決を当事者双方が受け入れたということを示すものであることが分かる。訴訟4で供状が出なかつた原因は、訴訟4と訴訟2の審理によつて認定された事実関係がほぼ一致し、供状は訴訟2で作成されたものを参照することができるため、ここでは省略されたのだろう。

次に内容について言えば、二つの供状はいずれも既に確認された案件発生起因から最終の判決結果に至るまでの、訴訟の全過程が記述されているのである。これは、先に指摘したとおり、供状が「招」の「問得」に対応する部分であるため、ある意味で当然のことであると言えよう。また、二つの供状にはそれぞれ対応する参語の内容が引用されている。具体的に言うと、(18)「潘鍍供状」には(17)「李公審結参語」の③⑦と④⑫の内容が、(54)「潘

国宝供状」には(53)「朱公准息参語」の⑩⑦の内容がそれぞれ引用されており(18)と(54)の傍線部参照。

両供状の文中には、「不合」をもって始まり、案件に関わる人員の過ちについて直接的に指摘する判決結論が記されている。関係者の行為に対する裁判官の判断・評価を示すこれらの言葉は「招眼」と呼ばれるが、これこそ「問得」において述べられるべき極めて重要な箇所にも他ならない。そしてこれは、供状の作成に際して、その執筆者である吏員が主審官員の考えの道筋に沿って整理したものである。こうしたところからも、供状は参語とは異なり、裁判官自らが事実関係の認定を行うに至る考察過程を記述したものではない、ということが分かる。

一方で、(18)「潘鍍供状」の「照出」の箇所には、参語によって裁定を下された銀両の支払いのことも記されている。これらのことは全て、参語の判決とその処理方法について具体化・細分化したものである。

また注目すべきことは、最後の判決結果を記述した箇所は、二つの供状いずれもが、参語を省略して引用する形式をとっているという点である。例えば、(18)「潘鍍供状」の「云云、参完」や(54)「潘国宝供状」の「云、即前朱公参語」が参語の省略引用である。

以上の議論をまとめると次のように結論づけることができる。

供状は裁判の最後段階において一般的な官吏によってまとめられ、被告が判決に従うことを表明するための文書であると言える。裁判の最終段階において、裁判官は判決文書(参語)を下した後、原告・被告の双方から判決に承諾することについての確認を取る必要がある、最終的に主審衙門によって作成される供状こそがその確認の文書なのである。

従って、実際に判決文書としての効力を有するのは参語である。そして供状は参語の派生文書であると見なすこともできる。参語がなければ、供状を作ることができない。逆に、供状が無くても、判決文書として事件を結審す

るといふ参語の機能に影響を与えることはない。そのため、『不平鳴稿』では、五件の裁判すべてに参語はあるが、供状があるのは二つだけである。「はじめに」において言及したように、不当に使用された参語は重大な司法問題を引き起こしたが、なぜ乱用されたのが参語であつて、供状ではないのだろうか。その理由は、問刑の官員が判決を下した根拠を参照するためであり、その根拠が参語のみに記録されていて、供状に記録されていないためである。

結び

『不平鳴稿』に記載された明後期の徽州府の司法案巻を詳しく分析すると、参語とは、州県などの衙門において審判を担当した裁判官（親審官）が、断案を下して審判を終結させるに当たり、結審に際して原告・被告の双方を法廷に集め、直接断案を申し渡すために作成した判決文書である、と定義することができる。また、参語の構造を内容によつて分類すると、基本的には主観的な事実関係の認定、及び処理結論という二つの部分に分けられる。

最後に、本稿を通じて得られた結論を踏まえた上で、今後検討すべき課題点とそのための具体的な研究方針について述べ、結びに代えることとしたい。

今回筆者が提示した参語についての理解と定義、すなわち参語の作成と文書の構造、および裁判文書中における判決文書としての性質は、あくまで『不平鳴稿』における実用例（地方衙門が自理した民事事案）の検討を通じて導き出したものである。これを客観的に検証・評価するためには、同時代の他の史料、すなわち明代の律学書および判牘史料を研究対象として、『不平鳴稿』に出てくる参語との共通点と相違点について分析していく必要がある。

ところで、「はじめに」において紹介したように、成化・正徳・嘉靖三帝の即位詔においては、参語を勝手に加え

たり引用したりして無辜の民に罪を着せるようになって、ところが、本稿の考察によれば、参語は訴訟の判決文書である。一般的に考えて、判決文書無くして裁判は結審しないのであるから、参語を妄りに加えたり引用してはならぬという即位詔の言葉は一体どういふことなのだろうか。それを解決する鍵は、訴訟を担当する裁判官が参語を作成するに当たって何を目指していたかにある。次にはこの問題を取り上げることしよう。

〔附記〕 本稿執筆に際して、岩井茂樹主編『明代訴訟文書——校訂と研究』（未出版）所載の『不平鳴稿』のテキストを提供していただいた。京都大学人文科学研究所岩井茂樹教授と同古松崇志教授、及び中国社会科学院阿風教授に心より感謝いたします。

注

- ① 一、凡問囚犯、今後一依『大明律』科斷、不許深文妄引参語、濫及無辜。（『皇明詔令』之十九・今聖上皇帝「即位詔」正徳十六年四月二十二日）
- また、成化・正徳両帝の即位詔の当該部分は以下の通り。
- 一、凡問囚犯、今後一依『大明律』科斷、照例通傳・做工・納米等項發落、所有條例並宜革去、及不許深文妄引参語、濫及無辜。（『皇明詔令』之十五・憲宗純皇帝上「即位詔」天順八年正月二十二日）
- 一、内外問刑衙門、今後問擬囚犯罪名、律有正條者、俱依律科斷、無正條者、方許引例發落。亦不許妄加参語、濫及無辜。（『皇明詔令』之十八・武宗毅皇帝「即位詔」弘治十八年五月十八日）
- ② 海瑞『備忘集』には「陳舜興人命参語」など八点の参語が、劉時俊『居官水鏡』には「江防廳解到潘崇禮等人命一起親審参語」

など四点の参語が収録されている。

- ③ 『不平鳴稿』四卷(崇禎三(一六三〇)年序鈔本)の原本は南京大学歴史系資料室に所蔵されている。本稿では、岩井茂樹主編『明代訴訟文書——校訂と研究』(未出版)所収の阿風点校によるテキストを使用した。なお、本稿での引用に際しては、原文の略字・異体字は正字体に直した。
- ④ 書名について余頭功は序で「凡物之不得其平則鳴」と説明している。(『不平鳴稿』序)
- ⑤ 原告、余頭功、年六十四歳、係徽州府休寧縣七都一圖人、住東亭。(『不平鳴稿』(28)「余頭功告詞」)
- ⑥ 岩井著書では、阿風によってこの七三件の文書に『不平鳴稿』の著録順の整理番号が附せられている。本稿ではその整理番号を「(1)」のように示す。
- ⑦ 例えば、(04)「余頭功本縣告詞」・(29)「理刑廳頭功投到詞」
- ⑧ 例えば、(32)「頭功催稟」・(33)・(34)・(41)「頭功逐僕稟帖」・(51)「催勘詞」
- ⑨ 明代における奴婢とは、法的な身分ではなく、不自由な契約のもと服役的な職業に従事する人々を指すことが一般的であった。そのため、これに對置される良人とは、相対的に奴婢と見なされるような状態にはない一般人を指すこととなる。そのため刑法上においても、量刑についていえば、両者の間での刑の加減は一等にとどまるとされた。このケースのように、律文を引用して「以全良賤體統、況己奴婢乎」と主張し、「逆僕」の程積徳・程長文の非を言い立てる背景には、本章第二節以下に見るように、明後期の徽州において激化していた「主僕之分」をめぐる紛争、とりわけ主家の所有資産(土地・佃僕など)の均分相続・売買に伴う細分化・複雑化と、それに伴う佃僕の応役義務の煩雑化という傾向が存在した。以上については、岸本美緒二〇一二の三「賤」という感覚(二六四〜二七〇頁)、中島楽章二〇〇二の第七章、特に第六節「明末徽州社会と佃僕制」(二九六〜三〇六頁)、谷井俊仁・谷井陽子二〇一九の闘毆篇・良賤相毆(良人を賤人の間の暴行)の解説(三一〜三二二頁)などを参照。
- ⑩ 凡奴婢毆家長者、皆斬。殺者、皆凌遲處死。過失殺者、絞。傷者、杖一百、流三千里。若毆家長之期親及外祖父母父母者、絞。傷者、皆斬。過失殺者、減毆罪二等。傷者、又減一等。故殺者、皆凌遲處死。毆家長之總麻親、杖六十、徒一年。小功、杖七十、徒一年半。大功、杖八十、徒二年。折傷以上、總麻、加毆良人罪一等。小功、二等。大功、加三等。加者、加入於死、死者、皆斬。

- (『大明律』二〇・刑律三・鬥毆・奴婢毆家長)
- ⑪ 明中期以降、頻繁に土地の売買に伴い、旧主と新主に同時に仕えることになった佃僕がいる。それは三者のさまざまな紛争を引き起こすことになる。このような「一僕二主」現象については、阿風二〇一六第九章第三節で言及している(二四〇頁注①)。
- ⑫ (37)を訴訟5に入れた理由については後述する。
- ⑬ 本月初一日、兄余勳具請討叛逆。(『不平鳴稿』(04)「余頭功本縣告詞」)
- ⑭ (侯安國)號晉明、永城人。進士。由知海門縣天啓二年調任。(康熙『徽州府志』四・休寧職官・明知縣)
- ⑮ 「舖(鋪)長司」については、万曆『大明會典』一六五・都察院二・諸司職掌に「急遞舖に常駐して緊急の公文書を伝達する」役割を持つことが記される。
- ⑯ 奉縣主爺爺案前喚令驗傷。(『不平鳴稿』(05)「醫生結狀」)
- ⑰ (06)と(07)は正文題目のみで文書本文が収録されていないため、具体的な内容は不明。
- ⑱ 州県衙門の胥吏が所属する六房の一つ、中央官制における六部の職掌に対応して区分。上司からの来文を既決・未決などに分類して実務処理を行う。万曆『大明會典』一〇・吏部九・諸司職掌などを参照。
- ⑲ 廳廉清正、洞燭民冤、細詳細審、除懷愴惕惻隱之仁、停筆停參、似有回天轉日之象、但存心忠厚、猶不肯遽然以翻縣招。(『不平鳴稿』(19)「本府給頭功執照」)
- ⑳ (劉尚信)直隸潞縣人。進士、天啓三年任。(康熙『徽州府志』三・郡職官・明知府)
- ㉑ 軍庁あるいは督糧庁は同知の別名である。同知については常職でないために定員もなく、通判と一緒に清軍・巡捕・管糧・治農・水利・屯田・牧馬などの職務を分掌し、その衙署は「庁」と呼ばれている。故に、このような別名がある。『明史』志第五十一・職官四・府を参照。
- ㉒ (李一鳳)湖廣江陵籍、施州衛人。舉人。天啓三年任。(康熙『徽州府志』三・郡職官・明知同知)
- ㉓ これは「招」(『不平鳴稿』未収録)とも考えられる。この点については第三章で叙述する。
- ㉔ 招已申詳、乞天細電。(『不平鳴稿』(19)「本府給頭功執照」)

②⑤ 余頭功は徽州府知府劉尚信に文書を提出し、証明書としての執照を請求した。劉知府は、この文書の上に返事の批文を書いて捺印した。また、文書内に貼り付けられた同知李一鳳の参語・潘応乾の訴詞及び売買契約書の写しに対しても捺印した。このような手続きを経つて、執照が形成される。

②⑥ (頤鵬) 陝西西安府人。進士、崇正中任。(康熙『徽州府志』三・郡職官・明知府)

②⑦ 朱陸は『徽州府志』に記載されている朱陸である可能性が高い。(朱陸) 鄞縣人。進士。天啓六年任。(康熙『徽州府志』四・休寧職官・明知縣)

②⑧ 豪賂供房、私改砌招申府、做成紙棺埋陷。詎豪重賂供房、改參違斷、措價砌招申府。(『不平鳴稿』(29)「理刑廳頭功投到詞」)

②⑨ 『不平鳴稿』(28)「余頭功告詞」に「急告勅屯馬察院老爺施行」とある。故に、ここでの「屯院」は屯馬察院の略称である。阿風によれば、この屯院は南京屯院を指し、一般的な理解によれば、屯院とは巡視屯田監察御史(巡屯御史あるいは屯馬御史)であり、巡屯御史の主要な職責は屯田職務の監察と民間の訴訟を受理することであった。阿風二〇一六(二四九頁)を参照。中央から派遣される監察御史(巡按)については具体的に清軍・巡鹽・茶馬・巡漕・巡関・巡屯・屯馬など様々な職務を担当している。彼らが駐節する衙門は「察院」と呼ばれる。『明史』志第四十九・職官二・都察院を参照。

③⑩ 康熙『徽州府志』三・監司職官に記載されておらず、未詳。

③⑪ 刑庁あるいは理刑庁は推官の俗称である。推官については「理刑名、贊計典」という職務を担当している。『明史』志第五十一・職官四・府を参照。

③⑫ (魯元寵) 崇正中任。署休寧篆。訪革衙蠹二十四天罡、陞編修。(康熙『徽州府志』三・郡職官・明推官)

③⑬ 身同干証人等前月念七至經歷衙起解、詎惡潘洛、潘滔臨解賊自逃回、希圖延陷。(『不平鳴稿』(32)「頭功催稟」)

③⑭ 今月初四、蒙天臺鈞牌嚴拘、昨晚俱已拿到。(『不平鳴稿』(32)「頭功催稟」)

③⑮ 二月十一日審、復拿逆僕程積德、程長文不到。(『不平鳴稿』(32) 余頭功が添付した続きの文書に関する説明)

③⑯ 十四日審完、逆僕程積德領責二十板、未參。(『不平鳴稿』(33) 余頭功が添付した続きの文書に関する説明)

③⑰ 康熙『徽州府志』三・監司職官に記載されておらず、未詳。

- ③⑧ (39) 「西館程親家與潘夢龍嫂親家、欲來與我二家處息、來帖」、(40) 「回帖」
- ③⑨ (45) 「與潘氏衆立地僕合同」
- ④⑥ (46) 「潘領銀約」
- ④① (洪應衡) 天啓中任。見名宦傳。(康熙『徽州府志』三・郡職官・明知府。) 同書の五・名宦に伝記あり。
- ④② 『不平鳴稿』の文書は時系列に沿って、それぞれの訴訟に応じた箇所に収録されているが、文書(37)だけは例外である。それは、訴訟4がまだ終わらない時に、訴訟5が起こつたからである。訴訟4で、審判官魯元龍は余頭功が三十五両の銀を受け取るという裁定を下した。そこで余頭功は自分の息子余希聖を派遣し、衙門で三十五両を受け取らせた。その際、余希聖は訴訟5の原告として、訴訟5の状況を魯元龍へ報告した。文書(37)の内容は実際には訴訟5に属するので、筆者はそれを図5に入れる。挿入位置を確定するために依拠した史料としては、文書(54)「潘国宝供状」を参照。
- ④③ 本府正堂劉公准給顯功執照。内粘軍廳参語、應乾訴詞、賣契。(『不平鳴稿』目錄・二)
- ④④ つまり案件を結審する段階である。一つの訴訟では、数回の審理が行われる。しかし、結審するときだけに、参語を作成する。十四日審完、逆僕程積德領責二十板、未參。(『不平鳴稿』(33) 余頭功が添付した続きの文書に関する説明) 至二年二月審結、參應乾所賣地稅還贖、其僕責逐、兩不許役。(『不平鳴稿』序)
- ④⑤ 朱爺参語當堂擲下看明、承行書手親筆抄稿存証。今年七月、本縣朱爺參蒙潘鏗違例強贖、當堂擲下、各犯看明、又承發司承行書手親筆抄稿存証。(『不平鳴稿』(29) 「理刑廳頭功投到詞」)
- ④⑥ 蹇遭余顯勤兄頭輔來店、將田二畝賣身、價銀一十二兩。又蹇遇惡謀、閤族祠內地僕許告本縣、地斷還祠、田斷價還身、招參可電。(『不平鳴稿』(13) 「潘鍍投到詞」)
- ④⑦ 余自強、字は健吾、四川重慶府銅梁臬人。万曆二十年(一五九二)の進士。戸部郎中・陝西參政・山西參政・延綏巡撫(都察院左僉都御史)を歴任する。天啓五年(一六二五)に死去した。清廉・有能をもって知られる。『銅梁縣志』人物志上「名賢八」余自強條を参照。
- ④⑧ 『治譜』は明末の政書の一つで、全書は天(一〜四)・地(五〜八)・人(九〜十)・和(補遺)という四つの部分に分けられる。

内容は初選・到任・堂事・詞訟・錢糧・人命・賊盜・獄囚・待人・雜事・初仕を巡って展開されている。官員がどのように政務及び官界での人情・世故をうまく処理すべきかを指南する書籍である。『歴代珍稀司法文獻』は崇禎十二（一六三九）年に発行された呈祥館重刻本を以って底本としてこの本を整理・収録した。

④ 余自強『治譜』之四・詞訟門「聽訟七」

⑤ 口詞・裁判官が裁定の内容を口頭で陳述するために作成した文章である。内容は事件の経緯、論争の焦点、是か非か、処置結果を含む。審問官員は自ら書き上げた後、その内容を犯人に告知する。

一、口詞親筆注定、即明白説知犯人、某何罪、某無罪、某斷令如何。如係事多日、人犯有認得字者、當堂將口詞發下與看。如不通文義、祇當堂説罪名斷令、使人人明白、則吏書不得誑騙犯人。（余自強『治譜』之四・詞訟門「聽訟五」）

⑥ 孟燁二〇二一によれば、招由を作成することは「做招」と呼ばれる（一〇五頁）。谷井陽子二〇〇〇によれば、「……明代中期以降には、裁判の結果は原則として一件ことに「招」と呼ばれる書式にまとめられることがわかつている。この文書を作成することを「串招」「做招」などと言い、……」とある（六一頁）。これによつて、孟燁が理解する招由は「招」であると言える。

⑦ 内閣文庫所蔵『鑄大明龍頭便讀傍訓律法全書』十一・縣用行移各式・供狀式、ならびに谷井陽子二〇〇〇の六五頁を参照。

⑧ 内閣文庫所蔵『鑄大明龍頭便讀傍訓律法全書』十一・縣用行移各式・議罪式、同書の照出式、ならびに谷井陽子二〇〇〇の六二～六三頁を参照。

⑨ 具体的な書式の事例としては、（明）缺名撰『大明律直引增註比互條例釋義假如』（『中国律学文獻』第三輯第一冊所収、明嘉靖五年刻本）八所収の「招矛式」などを参照。

⑩ なお、中島榮章二〇〇二は、中国第一歴史檔案館所蔵の宣徳年間の徽州において作成された二通の供状について論じ、これらが「戸婚・田土などの訴訟当事者が、自己の主張を書面として官に申し立てた文書である」と述べている（一四二頁 第三章注（18））。これについて谷井陽子二〇〇〇は、あらかじめ訴えの内容を供状の形式で作成したものであり、これを受理した衙門がその内容を認めてそのまま流用する場合もあった可能性について指摘しており（六〇～六一頁）、そのように理解すれば、作成者が誰であれ、裁判の過程における供状の機能については整合的に理解可能となる。

⑤6 裁判文書の作成過程において、さまざまな供述書の内容が整理統合され、一定の方向付けを与えられていく様については、唐澤靖彦が淡新檔案などによってその実態を詳細に解明している。唐澤靖彦一九九五、特に二二八頁を参照。

参考文献

中文（拼音順）

- 阿風二〇一一 「明代後期徽州訴訟案卷集《不平鳴稿》探析」（『明史研究論叢』九）
- 阿風二〇一六 『明清徽州訴訟文書研究』（上海古籍出版社）
- 韓秀桃二〇〇四 「從《不平鳴稿》看明末徽州民間糾紛的解決模式」（『中西法律傳統』〇五）
- 孟輝二〇二一 『明代州縣裁判與裁判文書研究』（知識產權出版社）
- 徐忠明二〇〇五 「關於明清時期司法檔案中的虛構與真實——以《天啓崇禎年間潘氏不平鳴稿》為中心的考察」（『法學家』〇五）
- 朱声敏二〇一四 「明代州縣官司法瀆職研究」（南京大學博士論文 cnki.net）

日文（五十音順）

- 岩井茂樹主編 『明代訴訟文書——校訂と研究』（未出版）
- 唐澤靖彦一九九五 「話すことと書くことのはざままで——清代裁判文書における供述書のテクスト性」（『中国』十）
- 岸本美緒二〇一二 「明清時代の身分感覚」（初出一九九七年。岸本美緒『風俗と時代観——明清史論集Ⅰ』研文出版 所収）
- 滋賀秀三一九八四 『清代中国の法と裁判』（創文社）
- 谷井陽子二〇〇〇 「做招から叙供へ——明清時代における審理記録の形式——」（夫馬進編『中国明清地方檔案の研究』科研費研究成果報告書）
- 谷井俊仁・谷井陽子二〇一九 『大清律 刑律Ⅰ』（平凡社、東洋文庫八九三）
- 寺田浩明二〇一八 『中国法制史』（東京大学出版会）

● 中島榮章二〇〇二 『明代郷村の紛争と秩序―徽州文書を史料として』 (汲古書院)

(本学大学院文学研究科博士課程後期課程)